

日本の学校教育における政治教育

桐蔭横浜大学 谷田部 玲生

1 学習指導要領の改訂

新学習指導要領 実施スケジュール(概要)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 算数、理科	全面実施		
中学校	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
高等学校	告示	周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(年次進行) 数学、理科	年次進行 で実施

2 学習指導要領改訂の基本的な考え方

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304378.htmより)

○ [教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて教育内容を見直します](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304378.htm)

＜教育の目標に新たに規定された内容＞

- ・能力の伸長、創造性、職業との関連を重視
- ・公共の精神、社会の形成に参画する態度
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

○学力の重要な3つの要素を育成します

- 基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせます
- 知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくみます

●学習に取り組む意欲を養います

○道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成します

「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成との両方が必要です

【基礎的・基本的な知識・技能の習得の重視】

●社会の変化や科学技術の進展等に伴い子どもたちに指導することが必要な知識・技能について、しっかりと教えます

●つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習を行います

【思考力・判断力・表現力等の育成の重視】

●各教科等の指導の中で、観察・実験やレポートの作成など、知識・技能を活用する学習活動を充実します

●教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動を充実します



それぞれの力をバランスよくのばしていくために、教科等の授業時数を増加し、教育内容を改善します

3 小学校における政治教育

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	306		136		102	68	68		102	34			34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105	35			35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35		70	35	945
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35		70	35	980
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	70	35	980
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	70	35	980

○小学校社会科の内容

第3学年及び第4学年：自分たちの住んでいる地域社会（市や県）の学習

第5学年：国民生活の舞台である国土の地理的環境とそこで営まれている産業に関する学習

第6学年：我が国の歴史、政治及び国際理解に関する学習

小学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

(内容の取扱い)

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。

○文部科学省『小学校学習指導要領解説社会編』平成20年8月

実際の指導に当たっては、児童の関心や地域の実態に応じて、調査活動を取り入れたり資料を活用したりして学習が具体的に展開できるようにすることが大切である。その際、国の政治の働きを具体的に理解できるようにするために、国会議員の選挙、国会の働きについて取り上げ国会などの議会政治の働きや選挙の意味を理解できるようにすることや、政治の働きと税金の使われ方の関係について取り上げ租税の役割を理解できるようにすること、国会の働きと関連付けて内閣や裁判所の働きを取り上げ三権相互の関連を理解できるようにすることが考えられる。(p. 89)

内容の取扱いの(2)のイは、我が国の政治の働きの学習において、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割についても扱うようにすることを示したものである。

「国会などの議会政治や選挙の意味」については、国会などの議会政治や国会議員などの選挙を取り上げ、選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであること、国民の代表者として選出された国会議員は国民生活の安定と向上に努めなければならないこと、国民や住民は代表者を選出するため、選挙権を正しく行使することが大切であることを考えるようにする。(p. 91)

4 中学校における政治教育

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

第3学年 (140)

歴史的分野40→公民的分野100

第2学年 (105)

地理的分野

歴史的分野

第1学年 (105)

120

90

中学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

〔公民的分野〕

2 内容

(3) 私たちと政治

イ 民主政治と政治参加

(略) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

○文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』平成20年9月

「民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる」については、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成や国民の政治参加が必要となること、また、国民の意思が国政や地方の政治に十分反映させることが必要であり、国民一人一人が政治に対する関心を高め、主権者であるという自覚を深め、主体的に社会に

参画することが大切であることについて考えさせることを意味している。例えば、世論を形成し、国民の意思を政治に反映させるに当たっては、選挙、住民運動、政党の役割やマス・コミュニケーションの働きが大きいこと、そして、言論、出版その他の表現の自由の保障や主権者としての良識ある主体的な判断力の育成が民主政治にとって大切であることを、国民の政治参加と関連付けて考えさせるなどの工夫が大切である。その際、内容の(1)の「イ現代社会をとらえる見方や考え方」で学習したことを踏まえて、考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりするなどの工夫をすることが大切である。

「選挙の意義」については、それが、主権をもつ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせることを意味している。

その際、具体的な事例を取り上げて関心を高めさせるとともに、正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について十分に考えさせることが大切である。(pp. 113-114)

5 高等学校における政治教育

科 目	標準単位数
現代社会	2 単 位
倫 理	2 単 位
政治・経済	2 単 位

公民科は、従前と同様に、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させる。また、標準単位数についても従前と同様に、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」とも2単位であり、必履修科目の最低単位数は2単位。

高等学校学習指導要領 第2章 第3節 公民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

(内容の取扱い)

(イ) イについては、地方自治に触れながら政治と生活との関連について認識を深めさせること。「政治参加の重要性」については、世論の形成の意義についても理解さ

せること。(略)

第3 政治・経済

2 内容

(1) 現代の政治

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

(内容の取扱い)

ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。

(ア) (略)「現代政治の特質」については、世論形成などについて具体的事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めることに留意すること。

○文部科学省『高等学校学習指導要領解説公民編』平成22年6月

「現代社会」

「政治参加の重要性…について自覚を深めさせる」については、民主政治の下では、国家の行為に対して最終的には国民自らが責任をもつことになることを理解させることが考えられる。その際、「世論の形成の意義」(内容の取扱い)にも触れ、民主政治は国民の多様な意見を基礎に運用されていることを踏まえ、大衆民主政治の下における政治的無関心の増大がもつ危険性などについて理解させるとともに、政党政治と選挙、行政の民主化、世論とマスコミュニケーション、圧力団体や住民運動などについても、間接民主政治の在り方と関連させつつ理解を深めさせる。(p. 13)

「政治・経済」

「政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる」については、現代政治における個人、政党及び圧力団体の行動、住民運動について取り上げ、客観的な資料を基に様々な角度から考察させることを通して、国民の政治参加が政策決定に及ぼす影響や、主権者としての政治参加の在り方について考察させる。(p. 46)